国 空 推 第 2 3 8 号 国 政 参 複 第 2 8 1 号 平成 2 1 年 3 月 3 1 日

# 日本機械輸出組合

理事長 宮原 賢次 殿 社団法人電子情報技術産業協会 会 長 庄山 悦彦 殿 社団法人日本貿易会 会 長 勝俣 宣夫 殿 社団法人電池工業会

会 長 本間 充 殿

国 土 交 通 省 航 空 局 監 理 部 航空安全推進課長 河田 守弘

国 土 交 通 省 政 策 統 括 官 付 参事官(複合物流) 志村 務

「航空貨物輸送に係る安全対策研究会」の報告に基づく対策の実施について

昨年9月3日、佐川急便(株)は、航空輸送が禁止されている爆発物等(打上げ花火)の運送委託を受け、品名確認を行わずに佐川グローバルロジスティクス(株)に運送委託を行った。その後、同社の羽田営業所航空貨物取扱施設において安全確認が適切に実施されなかったことから、日本トランスオーシャン航空(株)により当該貨物は石垣島に航空輸送されるという事案が発生した。

航空機の安全運航に重大な影響を与えうる業務を請負っている両社において、貨物の品名について十分な確認をせず、適切な安全確認を実施しなかったことは、確実かつ安全な事業の実施が求められている貨物利用運送事業者として重大な問題である。

本事案の重大性を鑑み、当省では昨年12月24日に「航空貨物輸送に係る安全対策研究会」を設置し、国内航空における同種事案の再発を防止し、航空輸送が制限されている 貨物を適切に取扱うための方策について、検討を進めた結果、本日、報告がとりまとめら れたところである。 航空輸送が制限されている貨物を適切に取り扱うためには、荷送人(荷主)において当該貨物が航空制限貨物に該当するか否かについて判断した上で、運送事業者に運送委託する場合には、その旨を正確に伝達する必要がある。

ついては、本報告において示された貨物利用運送事業者等の物流事業者の行う品名確認 の確実な実施を図るため、下記事項に留意の上、運送約款に基づき運送状等への品名、品 質等の確実かつ適切な記載等について、荷送人(荷主)として、協力いただくよう会員企 業に対し、周知願いたい。

(注:報告については、http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/index.html (国土交通省 政策統括官HP)にて参照可能)

#### ●確実な輸送方法の確立(輸送段階における対策)

貨物利用運送事業法令においては、貨物利用運送事業者は、確実かつ適切に事業を遂行しなければならないとされ、また、火薬類その他の危険品等他の貨物に損害を及ぼすおそれのある貨物の運送を取り扱うときは、他の貨物に損害を及ぼすことのないように注意してしなければならないとされているところである。(施行規則第2条、第3条)

これらの規定を確実に履行させるため、国土交通省は、貨物利用運送事業者の定める約款の認可に際し、荷送人(荷主)の運送状(送り状)への記載事項として、一般混載の場合には品名及び品質を、また、宅配便の場合には品名及び運送上の特段の注意事項(荷物の性質の区分その他必要な事項)を定めることを求めているところである。(国内利用航空運送約款、宅配便利用運送約款(モデル約款等))

これらの規定を踏まえ、貨物利用運送事業者は、確実かつ適切な輸送を確保するため、荷送人(荷主)から運送の引受けを行う際には、品名確認を行うこととされている。

こうした中で、品名確認の具体的な方法については、これまで特段の定めはなかったところであるが、今般の事案を踏まえ、以下の通り、品名確認を確実に履行するための方策の明確化を図ることとする。

## (1) 品名確認に関する事項

航空輸送制限貨物を航空輸送から確実に排除するためには、品名の確認(ラベリング等の外装による確認を含む。)を確実に実施することが何よりも重要である。 貨物利用運送事業者(実運送事業者を含む。)は、荷送人(荷主)に対し、運送 状への品名、品質等の確実な記載を求め、運送状記載の品名、品質やラベリング、 マーキング等により、航空制限貨物である火薬類、高圧ガス、引火性液体、可燃 性物質類、酸化性物質類、毒物類、放射線物質、腐食性物質、凶器に該当しない かについて確認する。

この際、品名の記載内容が「雑貨」等曖昧な表示である等航空輸送制限貨物に 該当する疑義がある場合には、荷送人(荷主)に対し、制限貨物に当たるか否か について十分に確認できる品名の記載を求め、確認する。

#### 【品名の例】

- (O) 花火、灯油、ヘアスプレー、マニキュア、ガスボンベ 等
- (×)「雑貨」、「化粧品」、「キャンプ用品」、コード番号だけのもの 等

- (2) 荷主に対する取引開始時における航空輸送制限貨物の取扱い等の説明 法令等により直接的に求められているわけではないが、貨物利用運送事業者は、 品名確認を確実に履行するため、荷送人(荷主)と運送契約を締結する際には、 航空輸送制限貨物についての荷送人(荷主)の責任について説明を行うものとす る。
- ・品名・品質等の記載
- 航空制限貨物の種類
- ・梱包方法
- ・ラベリング、マーキング
- ・危険物申告書の作成

### 国土交通省航空局監理部航空安全推進課

電話:03-5253-8111 (内線 48-193) 、直通 03-5253-8696

国土交通省政策統括官付参事官(複合物流)室

電話:03-5253-8111 (内線 25-425) 、直通 03-5253-8300